６嘉総務第７６８号

# 裁　　決　　書

審査請求人　　○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○　○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○　　○○　○○
○○○○○○　　○○　　○
○○○○○○　　○○　○○
○○○○○○　　○○　○○

処分庁　　嘉麻市長　　赤　間　幸　弘

審査請求人○○○○○○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和４年１１月８日に提起した、処分庁嘉麻市（以下「処分庁」という。）による令和４年８月３０日付けの審査請求人に対する指定管理者候補者非選定処分に係る審査請求（令和４年度第２号）について、次のとおり裁決する。

## 主　　文

処分庁が審査請求人に対して令和４年８月３０日付通知書（４嘉産第６４０号）にて通知した、令和４年度「嘉麻市観光拠点施設（カホアルペ）」の指定管理者候補者非選定処分（以下「本件処分」という。）には違法又は不当な点がないことから、これに対する審査請求は行政不服審査法第４５条２項の規定により棄却する。

## 第１　事案の概要

１　処分庁は、令和４年８月３０日付けで○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に対して、指定管理者候補者選定に関する処分をした。

２　令和４年１１月８日、審査請求人は、嘉麻市長に対し、本件についての審査請求をした。

## 第２　審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張

（１）本件処分は、行政における内部手続にとどまらず、審査請求人の法律上の地位に影響を及ぼすものであるから、審査請求の対象となる行政処分にあたる。

（２）本件募集要項において無効又は失格事由として規定されている「不当な接触」とは、業者側から処分庁に対する積極的な働きかけに限定する必要はなく、指定管理者選定手続における公平性を損なうおそれのある行為というべきである。

本件において、処分庁は、○○○○○○○○○○○○（○○○○○○○○○○○と本店所在地を同じくし、同一人物が代表取締役である法人。以下、「○○○○○○○」という。）側から、指定管理の期間や指定管理料についての要望をヒアリングした際、相当程度具体的な数字についての要望を受け、これに処分庁が応じ、指定管理料の具体的な金額を公募前に伝えた。また、処分庁は、公募の５か月も前に、指定管理へ応募するか否かにおいて重要な情報である指定管理の期間の延長予定を伝えた。このほか、○○○○○○○すなわち○○○○○○○○○○○は、本件公募が開始されるまでの間に、打合せ等の便宜的計らいを受けた。

これらは処分庁と○○○○○○○○○○○の不当な接触にあたり、無効又は失格事由に該当する。

（３）処分庁はサウンディングの実施の公表・結果の公表等の手続を一切しておらず、サウンディングやそれに類するものとは程遠く、行政の公平が図られていなかった。

２　処分庁の主張

（１）指定管理者候補者の選定は、あくまで議会に対して、指定管理者として指定するとの議案を提出するための準備行為に過ぎず、独立の行政処分ではない。

（２）「不当な接触」とは、「不当な働きかけを行う接触」の意であり、事業者からの行為を想定しており、本件においてはいずれの類型に該当する行為も存在していない。

（３）処分庁は、○○○○○○○○○○○を含む複数の業者とカホアルペの指定管理者候補者の公募実施に向けて行う意見交換は通常業務の範囲である。

指定管理業務の公募を行う前に市場調査として民間業者の意向を把握することは公募の手続を円滑に行うために必要であり、行政の公平を害するような性質のものではない。

処分庁は、○○○○○○○○○○○に対し、通常業務の範囲内での意向聴取、質疑応答、意見交換を行ったにすぎず、他の事業者に比して有利となるようなことはしていない。また、○○○○○○○○○○○から処分庁に対して不当な働きかけがあったということもない。

よって、処分庁が○○○○○○○○○○○を指定管理候補者に選定したことに瑕疵はない。

第３　理由

１　本件処分の違法性について

（１）審理員意見のとおり、「不当な接触等」については、その文理解釈から、応

募者側から関係者に対してなされた行為や働きかけの有無を基準に判断すべきである。また、選定手続の公平性を損なう抽象的危険性では足りず、応募者側から関係者に対してなされた行為や働きかけが選定手続の公平性を損なう具体的危険性を有するものであるかにつき検討されるべきである。

（２）審査請求人が主張する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の行為には、いずれも選定手続きの公平性を損なう具体的危険性を有するものは見られない。

（３）よって、本件処分は違法・不当ではない。

２　その他の争点については審理員意見のとおりである。

３　以上の理由により、主文のとおり結論する。

第４　結論

以上のとおり、行政不服審査法第４５条２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和６年１１月１８日

審査庁　嘉麻市長　赤　間　幸　弘

（教示）

１　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は嘉麻市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。